

2023年3月29日 全6頁

2024年度から四半期報告書が廃止へ

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

- 四半期開示の見直しの関連法案（金融商品取引法等の一部を改正する法律案）が、2023年3月14日、第211回国会に提出された。
- 法案では、金融商品取引法における四半期報告書が廃止され、上場会社に対しては四半期報告書の代わりに半期ごとに半期報告書の提出が義務付けられる。また、併せて半期報告書や臨時報告書などの公衆縦覧期間が延長される。
- 可決・成立すれば四半期報告書の廃止、半期報告書の義務付け、公衆縦覧期間の延長はいずれも2024年4月1日から施行するとされている（経過措置あり）。決算期ごとに、いつから四半期報告書から半期報告書に切り替わるのか、確認しておくべきだろう。

1. 四半期報告書廃止の関連法案が国会提出

わが国には上場会社の四半期ごとの情報開示として、「四半期決算短信」と「四半期報告書」の二種類がある。取引所規則に基づく四半期決算短信が速報的な役割を持つのに対し、金融商品取引法（金商法）に基づく四半期報告書は確報的な役割を持つ（図表1）。

図表1 四半期決算短信と四半期報告書の概要

	四半期決算短信	四半期報告書
根拠となる法令諸規則	取引所規則	金融商品取引法
開示時期	四半期終了後45日以内 (30日以内を推奨)	四半期終了後45日以内
監査・レビュー	不要	レビューが必要
虚偽記載への罰則	特設注意市場銘柄の指定、改善報告書、改善状況報告書の提出、公表措置、上場契約違約金など	刑事罰や課徴金など
開示内容(概要)	・サマリー情報(業績予想を含む) ・継続企業の前提に関する重要事象等 ・四半期連結財務諸表 ・注記	・主要な経営指標等の推移 ・事業の内容、事業等のリスク、MD&Aなど(注) ・四半期連結財務諸表 ・キャッシュフロー計算書(第2四半期のみ) ・注記(四半期決算短信で求められるものに加え、セグメント情報など)

(注) 重要な変更があった場合などに記載が求められる。

(出所) 法令諸規則より大和総研作成

この二つの四半期開示の重複による企業負担などを踏まえ、2021年度、2022年度にそれぞれ開催された金融庁の「ディスクロージャーワーキング・グループ」のとりまとめ（DWG 報告）では、四半期報告書と四半期決算短信を、四半期決算短信に一本化するとされた¹。具体的には、四半期報告書（第1・第3四半期）を廃止し、取引所の規則に基づく四半期決算短信に一本化することが適切とされた。四半期報告書の廃止後は、上場会社に対して四半期決算短信の開示が一律に義務付けられる。

この四半期開示の見直しの関連法案（金融商品取引法等の一部を改正する法律案、以下「金商法等改正案」）が、2023年3月14日、第211回国会に提出された²。当該法案では、金商法における四半期報告書に関する規定が削除され、上場会社に対しては四半期報告書の代わりに半期ごとに半期報告書の提出が義務付けられる。また、併せて半期報告書などの公衆縦覧期間の延長も盛り込まれている。本稿では、法案提出時点での改正内容を解説する。

2. 金商法等改正案の概要

（1）四半期報告書の廃止

金商法等改正案では、現行金商法から四半期報告書の提出に関する規定（第24条の4の7）や四半期報告書に係る確認書に関する規定（第24条の4の8）が削除されている。これに伴い、その他の規定においても四半期報告書に関する言及が削除されている。例えば、虚偽記載のある書類の提出者の賠償責任（第21条の2など）、不提出や虚偽記載などに対する課徴金（第172条の3、第172条の4など）、刑事罰（第200条、第197条の2など）の規定から四半期報告書が削除されている。

（2）半期報告書の提出義務付け

現行法では有価証券報告書の提出義務会社のうち、四半期報告書の提出義務のない会社に対して、半期報告書の提出が義務付けられている。金商法等改正案によって、四半期報告書が廃止されることで、図表2の通り、全ての有価証券報告書の提出義務会社が半期報告書の提出を義務付けられることになる（改正案における金商法第24条の5）。

¹ 四半期開示の見直しに関する DWG 報告（2022 年度）の内容について、詳しくは[拙稿「四半期開示の見直しの内容が明確に」](#)（2022 年 12 月 21 日、大和総研レポート）を参照。

² <https://www.fsa.go.jp/common/diet/211/index.html>

図表 2 金商法等改正案における半期報告書の概要

企業区分	開示事項	提出期限
① 上場会社等 (下記除く)	事業年度開始後 6 カ月間の属する企業集団の経理の状況その他の公益または投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項（半期報告書共通記載事項）	半期（6 カ月）経過後、 <u>45 日以内</u> の政令で定める期間内
② 上場会社等のうち金融システムの安定を図るためその業務の健全性を確保する必要がある事業として内閣府令で定める事業を行う会社	半期報告書共通記載事項、当該会社に係るこれと同様の事項として内閣府令で定める事項	半期（6 カ月）経過後、 <u>60 日以内</u> の政令で定める期間内
③ 上場会社等以外の会社 (非上場会社)	半期報告書共通記載事項、当該会社に係るこれと同様の事項、これらを補足する事項として内閣府令で定める事項	半期（6 カ月）経過後、 <u>3 カ月以内</u> の政令で定める期間内

(注 1) 下線は筆者による。

(注 2) ③の非上場会社のうち、②の事業を行うものは②に求められる事項を記載した半期報告書、②の事業を行わないものは①に求められる開示事項を記載した半期報告書を提出することによって、③に求められる半期報告書に代えることができる。

(出所)「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」(2023 年 3 月 14 日)より大和総研作成

現行金商法（第 24 条の 4 の 7、第 24 条の 5 など）では、⑦四半期報告書の提出義務のある会社は四半期報告書を四半期経過後 45 日以内に提出、⑧銀行、保険会社、信用金庫など（⑦に該当する場合のみ）は四半期報告書を 45 日以内（第 2 四半期は 60 日以内）に提出、⑨四半期報告書の提出義務のない有価証券報告書の提出義務会社は半期報告書を 3 カ月以内に提出、と区分されている。今回の金商法等改正案でもこの区分を踏襲しているものと想定されるが、現時点では政令や内閣府令が公表されていないため、今後の動向を見守る必要がある。

なお、DWG 報告（2022 年度）では四半期報告書廃止後の半期報告書については、第 2 四半期報告書と同程度の記載内容を求めることが考えられるとされていた。内閣府令の公表を待つ必要はあるが、第 2 四半期報告書から半期報告書になることで開示項目が大きく変わることはないと思われ。

（3）公衆縦覧期間の延長

現行金商法では、半期報告書、臨時報告書について、公衆縦覧期間がそれぞれの報告書の虚偽記載に対する課徴金の除斥期間より短いため、課徴金納付命令が行われる際に、公衆縦覧期間が終了している事態が生じかねない状態にある。金商法等改正案では、四半期報告書の廃止に

に伴い、半期報告書や臨時報告書の法令上の開示情報としての重要性が高まることから、半期報告書、臨時報告書の公衆縦覧期間を課徴金の除斥期間と同じ5年間まで延長するとしている（改正案における金商法第25条）。

図表3 公衆縦覧期間の延長

書類	現行法	改正案
有価証券届出書	5年（参照方式の場合は1年）	5年（参照方式の場合も5年）
発行登録書 発行登録追補書類	発行登録が効力を失うまでの期間	5年
有価証券報告書（及び確認書）		5年
内部統制報告書		5年
四半期報告書（及び確認書）	3年	四半期報告書は廃止
半期報告書（及び確認書）	3年	5年
臨時報告書	1年	5年
自己株券買付状況報告書		1年
親会社等状況報告書		5年

（注）各書類の添付書類や訂正報告書などについても同様の公衆縦覧期間となっている。

（出所）「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」（2023年3月14日）より大和総研作成

3. 施行時期

金商法等改正案は、今後、衆参両院での審議を経て、第211回国会において可決・成立することが予想される。

金商法等改正案の施行時期に関して、四半期報告書の廃止、半期報告書の義務付け、公衆縦覧期間の延長はいずれも2024年4月1日から施行するとされている（附則第1条第3号）。ただし、それぞれについて図表4のように経過措置が定められている（附則第2条～第4条）。

図表4 金商法等改正案の施行時期・経過措置（四半期開示の見直しなど）

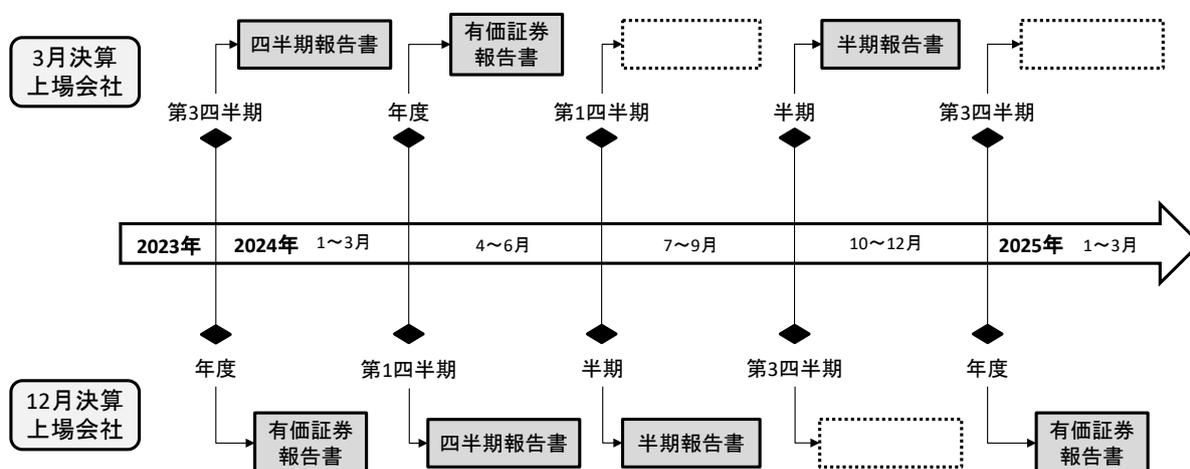
四半期報告書の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2024年4月1日より前に開始した四半期に係る四半期報告書の提出については、現行金商法を適用（これに係る確認書も同様） ✓ 現行金商法の適用に基づく四半期報告書の提出に関する有価証券届出書の組込方式・参照方式や課徴金などの規定の適用は、現行金商法による。
半期報告書の義務付け	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2024年4月1日以後に開始する事業年度に係る半期報告書について改正案を適用（2024年4月1日より前に開始した事業年度に係る半期報告書については現行金商法を適用） ✓ ただし、2024年4月1日以後に以下の両方を満たす四半期報告書を提出する場合には、半期報告書の提出は上記にかかわらず、当該四半期が属する事業年度から改正案を適用 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業年度の最初の四半期に係る四半期報告書 ② 2024年4月1日以後に提出期間が開始する
公衆縦覧期間の延長	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2024年4月1日以後に受理される書類、提出される当該書類の写しの縦覧について改正案を適用（同日より前に受理される書類、提出される当該書類の写しの縦覧については現行金商法を適用）

（出所）「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」（2023年3月14日）より大和総研作成

仮に原案通り可決・成立した場合、例えば3月決算の上場会社であれば、2024年3月期は現行法に基づいて各期の四半期報告書を提出する。2024年4月から開始する事業年度は金商法等改正案の施行後であるため、2024年4～6月期の四半期報告書は提出せず、2024年4～9月期の半期報告書を提出することが求められる。

一方、12月決算の上場会社の場合、2024年1～3月期は第1四半期報告書を提出する。この第1四半期報告書は、図表4の「半期報告書の義務付け」の①、②の両方を満たす。そのため、半期報告書については、この事業年度から改正案が適用され、これを提出することになる。つまり、続く2024年4～6月期（第2四半期）の終了後には、2024年1～6月期の半期報告書の提出が求められる。2024年7～9月期は四半期報告書の提出が不要となる。

図表5 四半期報告書、半期報告書の提出義務の有無（3月決算、12月決算の場合）



(注) 原案通り可決・成立した場合。空欄は廃止される四半期報告書のタイミング。

(出所)「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」(2023年3月14日)より大和総研作成

四半期報告書の廃止、半期報告書の提出義務化後の対応に関して、半期報告書の提出時期や開示事項などは今後の政令や内閣府令の公表を待つ必要がある。

また、四半期報告書が廃止され、四半期決算短信に一本化されることによって、四半期決算短信に係る対応も変化し得る。例えば、DWG報告(2022年度)では四半期決算短信の開示内容について、「(前略)原則として速報性を確保しつつ、投資家の要望が特に強い事項(セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等)について、四半期決算短信の開示内容を追加する方向で、取引所において具体的に検討を進めることが考えられる」³とされた。加えて、四半期決算短信では速報性の観点等から、監査人によるレビューは義務付けられないが、企業においてレビューを受けるかどうかは任意とするとともに、レビューの有無を四半期決算短信において開示することが考えられるとされた。つまり、速報性を意識しながら開示の拡充が求められる可能性があるとともに、情報の正確性を確保するために任意でのレビューを受ける企業も想定される。上場

³ 「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ 報告」(2022年12月27日)、p.6

会社は今後の四半期決算短信の開示内容に関する制度動向をチェックするとともに、投資家がどのような情報を四半期ごとに開示することを求めているのか、レビューに対するニーズがあるのかなど、投資家との十分な対話を行っていくことが期待される。